

## ○船橋市住民基本台帳の一部の閲覧に関する事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第11条及び第11条の2の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧(以下「閲覧」という。)に係る事務の基本的な取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (住民基本台帳の一部の写しの調製)

第2条 法第11条第1項及び同法施行令(昭和42年政令第292号)第14条の規定に基づき調製する住民基本台帳の一部の写し(以下「住民一覧表」という。)は、原則として船橋市の休日を定める条例(平成元年3月31日条例第12号)第1条に規定する船橋市の休日に該当する日を除く日の住民基本台帳情報に基き、町丁別に電子ファイルにて調製するものとする。ただし、ドメスティックバイオレンス、ストーカー行為及び児童虐待並びにこれらに準ずる行為の被害者で支援措置を受けている者を除くものとする。

2 住民一覧表に記載する項目は、住所、氏名、出生の年月日及び男女の別とする。

### (法第11条の2第1項第2号の公益性が高いと認められるもの)

第3条 法第11条の2第1項第2号の公益性が高いと認められるものは、活動の成果が社会に還元されると認められるなど特段の事情があるものとする。

### (法第11条の2第1項第3号の市長が定めるもの)

第4条 法第11条の2第1項第3号の市長が定めるものは、閲覧以外の方法によっては行うことができないもので、次に掲げるものとする。

(1) 訴訟の提起のために行うもの(次号に定めるものを除く。)

(2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士が職務上行うもの

(3) その他市長が特に認めるもの

### (閲覧の申請)

第5条 法第11条の2第1項の申請(以下「閲覧申請」という。)は、閲覧を希望する日(以下「希望日」と表記する。)の属する月の前月の初日から希望日の14日前までに、第6条に定める書類を提出して申請するものとする。

### (省令第2条第1項に規定する市長が適当と認める書類)

第6条 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(昭和60年自治省令第28号。以下「省令」という。)第2条第1項に規定する市長が適当と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 閲覧申請書(第1号様式)

(2) 閲覧申請を行う者が法人の場合にあっては、次に掲げる書類

ア 法人の登記事項証明書等、その他の法人の存在及び概要を確認できる書類

イ 法人の個人情報取得等に対する基本的な方針に係る書類

(3) 閲覧事項を閲覧申請の際に明らかにした利用の目的以外に利用しないこと等を記載した誓約書(第2号様式)

(4) 法第11条の2第1項第1号に掲げる活動に係る閲覧申請の場合にあっては、閲覧により収集した情報(以下「閲覧事項」という。)を利用して行おうとする調査研究の実施体制及び成果の公表の有無その他の成果の取扱いを確認できる書類

(5) 委託を受けて閲覧申請を行う場合にあっては、当該委託に係る契約内容を確認できる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(閲覧申請の許可)

第7条 市長は、閲覧申請を相当と認めるときは、住民基本台帳の一部の写しの閲覧許可通知書(第3号様式)により、当該閲覧申請をした者に閲覧を許可した旨を通知するものとする。

(閲覧の不許可)

第8条 市長は、閲覧申請が第3条及び第4条に該当しない申請と認める他、次の各号のいずれかに該当するなど、閲覧を許可しないときは、住民基本台帳の一部の写しの不許可決定通知書(第4号様式)により、当該閲覧申請をした者に通知するものとする。

(1) プライバシーの侵害につながるおそれがあると認められるとき

(2) 他人の名誉棄損又は差別的な事象につながるおそれがあると認められるとき

(3) 申請者が申請理由を明らかにしないとき

(4) その他市長が閲覧を不許可とすることを相当と認めるとき

(省令第2条第3項各号に規定する市長が適当と認める書類)

第9条 省令第2条第3項各号に規定する市長が適当と認める書類は、別紙に定めるものとし、有効期限が定められているものについては、その有効期限日までのものについて認めるものとする。

(閲覧の日時等)

第10条 次に掲げる日は、閲覧をすることができない。

- (1) 船橋市の休日を定める条例(平成元年3月31日条例第12号)第1条に規定する船橋市の休日
- (2) 前号に規定する日の翌日
- (3) その他市長が別に定める日

2 閲覧は、市長が指定する場所(以下「閲覧場所」という。)において、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に行うものとする。

(閲覧場所の定員)

第11条 閲覧場所の定員は、2名とする。

(閲覧をする者の遵守事項)

第12条 閲覧をする者は、閲覧の際、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧場所に、筆記用具及び許可を受けた物以外の書類、通信機器類、カメラ類、手荷物等を持ち込まないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等執務の妨げとなるような行為をしないこと。
- (3) 閲覧場所付近で通話、録音、録画、喫煙、飲食等をしないこと。
- (4) 閲覧が終了したときは、直ちに職員にその旨を連絡すること。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

(閲覧の取消し等)

第13条 市長は、法第11条第1項の規定による閲覧の請求又は閲覧申請(以下「閲覧の請求等」という。)に応じた場合において、閲覧の請求等を拒むべき事実が判明したとき又は前条に規定する遵守事項に違反したときは、閲覧の許可を取り消し、又は閲覧を中止させることができる。

2 市長は、前項の規定により閲覧の許可を取り消され、又は閲覧を中止された者が行う新たな閲覧の請求等を拒むことができる。

(公表)

第14条 法第11条第1項及び法第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について、毎年1回(4月)、掲示板及びホームページ又は広報紙により、次に掲げる内容を公表する。

(1) 法第11条第1項の規定による閲覧の申出を行った国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由の概要、閲覧の年月日及び閲覧に係る住民の範囲

(2) 法第11条の2第1項の規定による閲覧の申出を行った申出者の氏名(申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者又は管理人の氏名)、利用目的の概要、閲覧の年月日及び閲覧に係る住民の範囲

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

(船橋市住民基本台帳の閲覧に関する事務取扱要綱の廃止)

2 船橋市住民基本台帳の閲覧に関する事務取扱要綱は廃止する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年12月29日から施行する。

## 別紙

省令第2条第3項各号に規定する市長が適当と認める書類

本人確認時1枚提示でよいもの

法律又はこれに基づく命令の規定により交付された写真のある書類  
運転免許証、運転経歴証明書、旅券、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、  
戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、  
認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、  
航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、  
教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、  
個人番号カード、官公署がその職員に対して発行した身分証明書、  
在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書 又はこれらと同等の書類

本人確認時に2点以上提示するもの

(イ+イ)又は(イ+ロ)は可、(ロ+ロ)は不可

イ

健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、国民年金手帳、国民年金証書、基礎年金番号通知書、  
厚生年金手帳、厚生年金証書、共済年金証書、恩給証書、生活保護受給証明書、個人番号カード  
(写真無)、又はこれらと同等の書類

ロ

社員証及び学生証、預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、診察券、  
消印のある本人宛の郵便物、各種会員証、税及び公共料金の領収書、定期券、  
シルバー身分証又はこれらと同等の書類

(第1号様式)

# 閲覧申請書

(個人・法人共通様式)

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 法人の名称  
申請者又は代表者の氏名  
住所又は所在  
電話

㊟ (自署又は押印)

閲覧事項の利用目的		
閲覧者1の氏名及び住所	氏名	
	住所	
閲覧者2の氏名及び住所	氏名	
	住所	
閲覧事項の管理の方法		
法人の場合にあっては、閲覧事項取扱者の範囲		
法第11条の2第1項各号に掲げる活動の責任者の氏名及び住所 (法人の場合は役職名及び氏名)	氏名	
	住所(役職)	
法第11条の2第1項第1号に掲げる活動に係る申出の場合にあっては、調査研究の成果の取扱い		
調査研究の実施体制		
申出に係る住民の範囲		

委 託 者	名称 (法人の場合)	
	氏名又は代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	

(注意)

1. プライバシーの侵害の恐れのある申請には応じられません。
2. 偽り、その他不正な手段により住民基本台帳法第11条の2第1項の規定による閲覧をし、若しくはさせた者又は同条第7項の規定に違反して、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、若しくは当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供した場合は、30万円以下の過料に処せられます。
3. 前回の閲覧した名簿等の閲覧場所への持ち込みはできません。
4. ドメスティックバイオレンス、ストーカー行為及び児童虐待並びにこれらに準ずる行為等の被害者であって、支援措置を講じている者に係る閲覧請求はできません。
5. 個人情報取得した個人情報取扱事業者については、個人情報保護法に基づき、利用目的による制限、安全管理措置、第三者提供の制限等の義務が課せられることとなります。

(係員使用欄)

本人確認

申 出 人	・ 運転免許証 ・ パスポート ・ マイナンバーカード ・ 官公署職員の身分証明書 ・ その他 ( )
閲 覧 者 1	・ 運転免許証 ・ パスポート ・ マイナンバーカード ・ 官公署職員の身分証明書 ・ その他 ( )
閲 覧 者 2	・ 運転免許証 ・ パスポート ・ マイナンバーカード ・ 官公署職員の身分証明書 ・ その他 ( )

添付書類

- 法人登記簿謄本
- 事業所概要
- 大学の委員会又は学部長による証明書
- プライバシーマークが付与されていることを示す書類
- 閲覧事項を申出の際に明らかにした利用の目的以外に利用しないこと等を規定した誓約書

手 数 料	人	人	円
	時間	時間	円
	計		円
	公用		無料

(第2号様式)

## 誓約書

年 月 日

船橋市長 あて

法人の名称

申請者又は代表者氏名

閲覧者氏名

(自署)

年 月 日付で申請する住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関して、下記事項を順守することを誓約します。

1. 閲覧により知り得た事項は、閲覧申請書に記載した閲覧目的以外には使用しません。
2. 閲覧により取得した個人情報を他に提供することや公表することはしません。
3. 閲覧により取得した個人情報は、その利用目的を本人の知りうる状態におきます。
4. 上記のほか、閲覧により取得した個人情報は、個人情報保護法の規定に従い慎重に取扱い、適正に管理します。
5. 転記した書類は、閲覧後1年以内に焼却・溶解等の方法により、個人情報を外部に漏えいさせることなく確実に処分します。また、転記した書類に基づき電子化したデータについては、完全に消去します。
6. 閲覧により知り得た事項を外部に漏えいさせない為の対策を講じ、問題が生じた場合の責任は船橋市に一切ないことを誓約します。
7. 閲覧に際しては、機器や什器、その他の器具の取扱いに細心の注意を払い、破損・汚損などはしません。
8. 転記した書類を複写し又は書類を基に名簿を作成し、不特定多数の者に頒布、販売するような行為は一切行いません。
9. その他閲覧に当たっては、市長の指示に従います。

(注) この制約事項に反したことが明らかになった場合には、住民基本台帳法第50条により過料に処せられる場合があります。また、個人情報の保護に関する法律の規定により、個人情報取扱事業者が、偽りその他不正の手段により個人情報を取得した場合等には、懲役又は罰金に処せられる場合があります。

(第3号様式)

船戸第 号  
平成 年 月 日

様

船橋市長

住民基本台帳の一部の写しの閲覧許可通知書

年 月 日付で申出のありました閲覧申請( )について許可する旨を通知いたします。

つきましては、閲覧日時を予約していただきますようお願いいたします。予約は電話連絡に限らせていただきます。

- ・予約時に希望日時、担当者名、連絡先電話番号、調査名、おおよその閲覧時間を伺います。
- ・閲覧可能時間は、午前9時から正午、及び午後1時から午後4時までです。
- ・1回の閲覧につき、2名まで閲覧可能です。

なお閲覧システムの都合上、端末が不具合を起こした場合など、閲覧することができず、閲覧をお断りする場合があります。あらかじめご了承ください。

<当日持参していただくもの>

- ・閲覧許可通知書の原本(この通知書)
- ・身分証(マイナンバーカード、免許証、社員証など)

船橋市戸籍住民課 閲覧担当  
047-436-2265

(第4号様式)

船戸第 号  
平成 年 月 日

様

船橋市長

住民基本台帳の一部の写しの閲覧不許可通知書

年 月 日付で申出のありました閲覧申請（ ）につきまして  
は、許可できないものと決定致しましたので、通知致します。

理由

船橋市戸籍住民課 閲覧担当  
047-436-2265